

1 章 緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。（都市緑地法第4条）

緑豊かな環境形成を総合的かつ計画的に推進する指針であり、地域や市民団体、学校などの教育機関、事業者など、幅広く市民と行政が連携し協働を図りながら具体化できるよう、大津市の将来像、美しい湖や山並みなどの緑の骨格の保全、新たな公園のあり方、公共施設や民有地の緑化推進、緑の市民活動の向上、普及啓発などの基本的方向性や具体化のための施策について定めています。

本市においては、平成9年3月に、当初の緑の基本計画を策定し、平成15年10月には第2次大津市緑の基本計画、平成20年7月には第3次大津市緑の基本計画へ改定をしました。

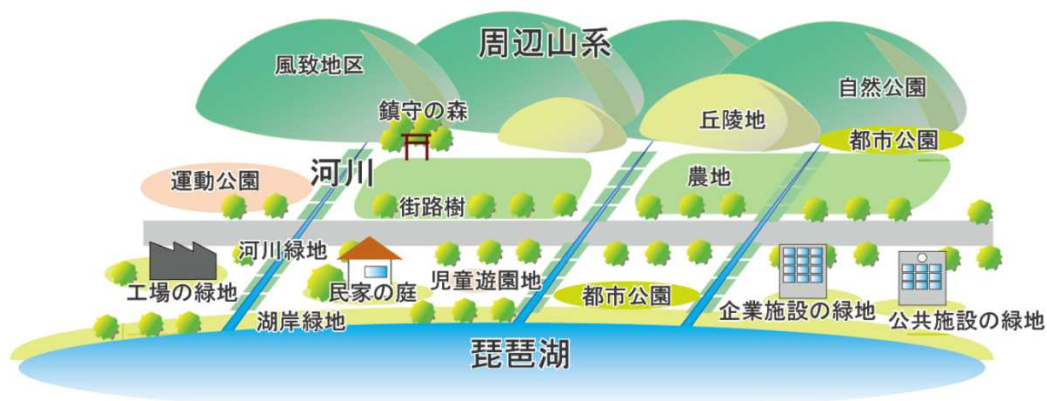
第3次大津市緑の基本計画の計画期間が、平成28年度に終了し、平成44年(2032年度)を計画目標とした第4次大津市緑の基本計画として改定するものです。

2. 緑の定義

この計画で対象とする「緑」は、樹木や草花などの植物に限りません。公園緑地、農地、樹林地、琵琶湖や河川、溜池などの水辺、道路の街路樹、学校や民有地の緑も含めた水や緑の空間全体をさします。

都市緑地法 第3条

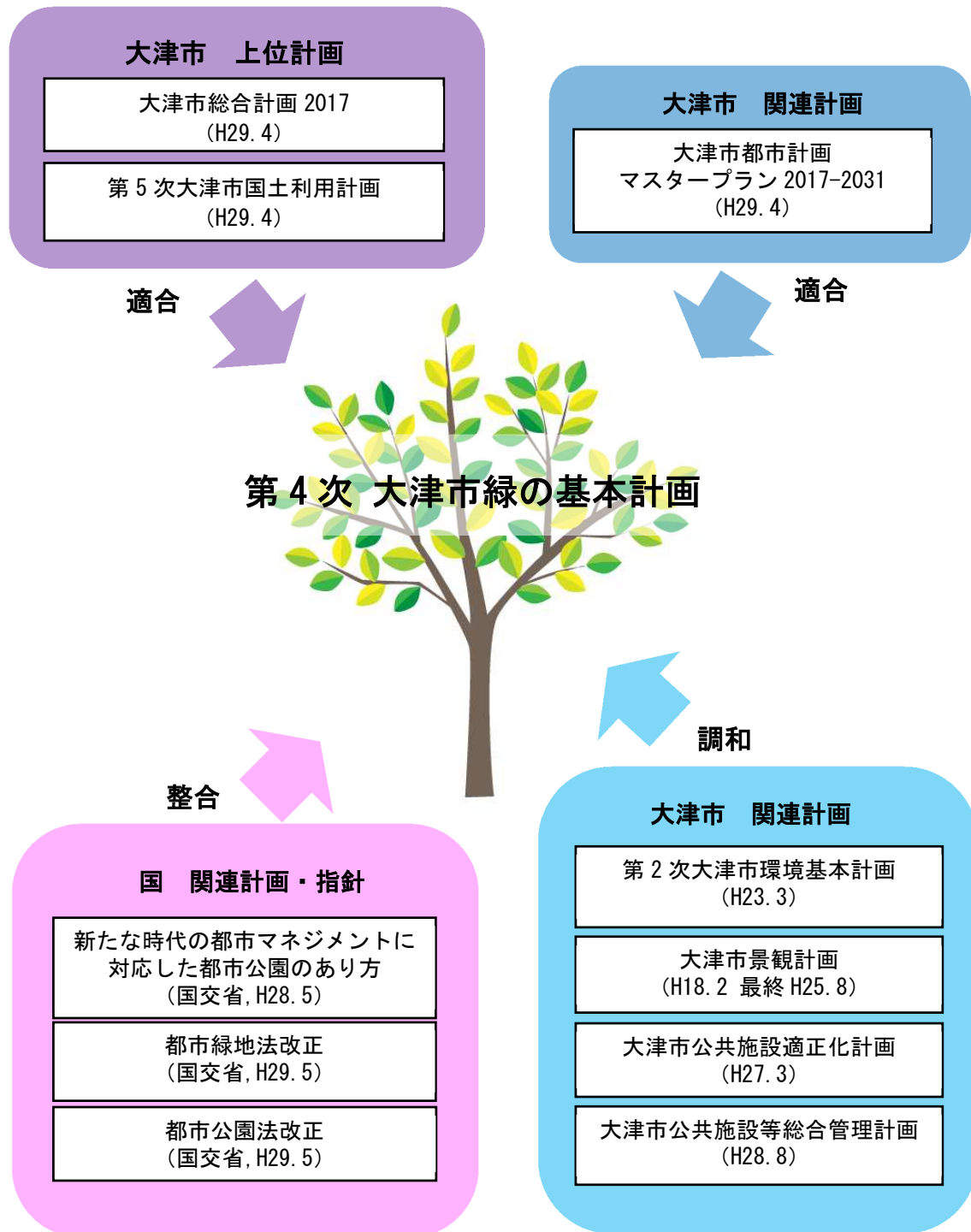
この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。



緑の構成図

3. 計画の位置づけ

緑の基本計画は、「大津市総合計画」「大津市国土利用計画」を上位計画として、「大津市都市計画マスタープラン」や「環境基本計画」などとの適合調和や、国の関連法などとの整合を図りながら策定する分野別計画です。



緑の基本計画と上位計画等との関連

4. 第4次大津市緑の基本計画の計画区域

計画対象区域は、大津市全域です。

計画対象区域	計画対象面積
大津市全域	46,451ha

* 都市計画区域外(葛川学区)及び琵琶湖面を含む。

5. 第4次大津市緑の基本計画の目標年次

目標年次は15年後の平成44年(2032年)です。

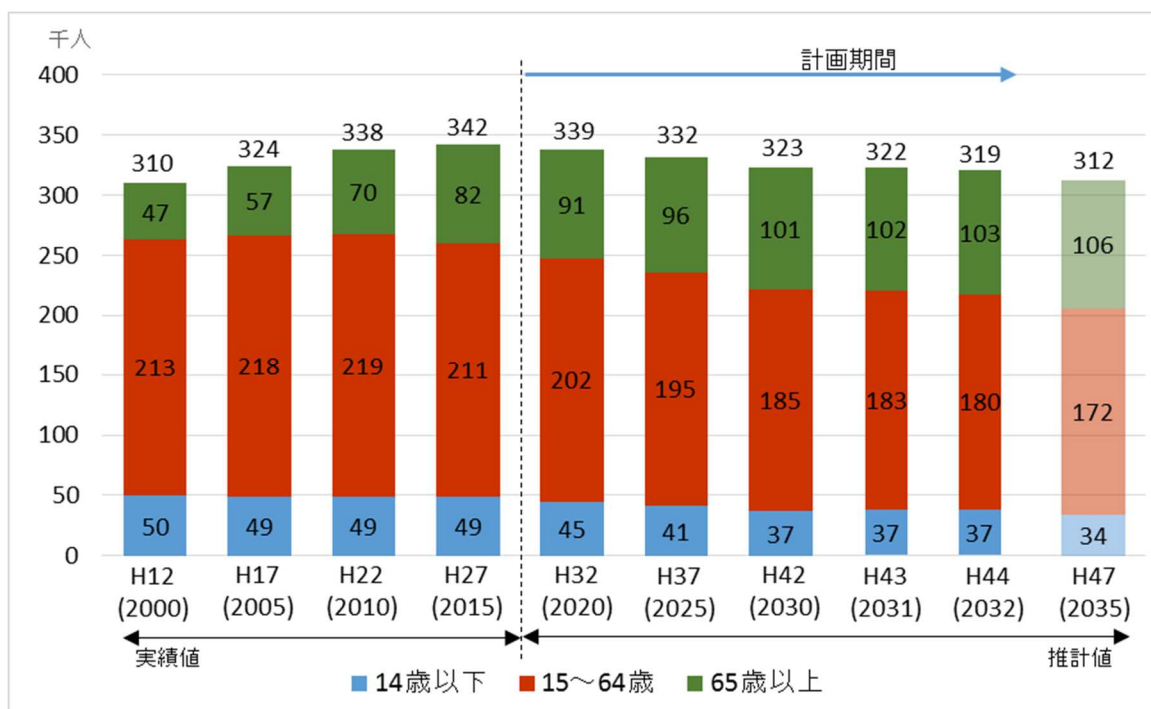
人口比較

年次	現在(平成28年)	目標年次(平成44年)
大津市全域	34万2,163人	31万9,000人

* 平成28年(2016年)は4月1日現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計。

* 平成44年(2032年)は、大津市都市計画マスタープラン2017-2031における将来人口の推計値より算出。

将来人口の推計



* 大津市都市計画マスタープラン2017-2031に基づき編集。

* 平成44年(2032年)は、大津市都市計画マスタープラン2017-2031における将来人口の推計値より算出。

6. 緑の機能や効果

都市の緑には多様な機能があり、私たちの豊かな暮らしを支える必要不可欠な社会資本です。環境の保全、文化・交流、福祉、安心、教育、観光などのまちづくりやコミュニティ形成の場としての機能も有しています。

緑は、これらの多様な機能性が効果的に発揮されることで、大津市の魅力をより高めることに貢献します。

1) 歴史・景観	
<p>○歴史や文化の保全</p>  <p>膳所城跡公園</p>	<p>○風景の保全</p>  <p>近江舞子内湖</p>
2) 防災	
<p>○災害時の避難場所、経路の確保 (災害時の避難路、避難地、救援地)</p>  <p>大石緑地</p>	<p>○都市を守る (雨水の貯蓄による浸水防止、 流量の調節、洪水の防止、延焼防止)</p>  <p>伊香立公園</p>

3) 利活用・憩い

○遊びを通じた子どもの成長



南郷公園の遊具

○スポーツ、健康づくり



皇子山総合運動公園

○休憩、憩い、レクリエーション



皇子が丘公園

○快適な移動空間



大津湖岸なぎさ公園


4) 環境・生物多様性の保全

○環境改善
(気候緩和、大気浄化、地球温暖化へ貢献)



大石グリーンパーク

○生物多様性の保全
(生物の生息生育場所、固有の生態系創出)



堅田内湖公園

5) 交流・人づくり

○地域コミュニティ、市民活動、交流の場



花と緑の推進事業による花壇

○環境学習・自然体験の場



山の日

コラム

民間の活力で、緑豊かなまちづくり

～都市緑地法等の一部が改正されました～

都市における緑地の保全や緑化の推進について定められている「都市緑地法」等の一部が改正されました。(平成 29 年 5 月 12 日)

都市公園の再生や活性化、新たな緑地・広場の創出、都市農地の保全・活用を、市民や NPO、民間事業者等との協働で進めていこうというものです。

民間事業者などが主体となった都市公園内でのカフェやレストランの設置、民間による市民緑地の整備、生産緑地地区で直売所や農家レストランの設置など、新たな制度が盛り込まれています。

都市緑地法等の一部を改正する法律 概要

都市公園の再生・活性化	緑地・広場の創出	都市農地の保全・活用
<p style="text-align: center; color: #0070c0;">【都市公園法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園で保育所等の設置を可能に(国家戦略特区特例の一般措置化) ○民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> －収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定 －設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、建蔽率の緩和等 －民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施 <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〔(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け 【都市開発資金の貸付けに関する法律】 (予算) 広場等の整備に対する補助〕</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  <p>▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年) ○公園の活性化に関する協議会の設置 	<p style="text-align: center; color: white;">【都市緑地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> －市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定 <div style="border: 1px solid #008000; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〔(税) 固定資産税等の軽減 (予算) 施設整備等に対する補助〕</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> －緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加 <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  <p>▶ 市民緑地(イメージ)</p> </div>	<p style="text-align: center; color: white;">【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300㎡を下限) <ul style="list-style-type: none"> 〔(税) 現行の税制特例を適用〕 ○生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  <p>市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 【都市緑地法】
 - －**都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

* 国土交通省ホームページより引用

